仙台市宅地保全審議会運営要領

（目　的）

第１条　この要領は、仙台市宅地保全審議会条例（昭和52年仙台市条例第15号。以下「条例」という。）第１条の規定による仙台市宅地保全審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（招　集）

第２条　会長は審議会を招集しようとするときは、審議会の日時・場所及び付議すべき事項を定め、会議を開く日の３日前までに文書で通知しなければならない。

ただし、急を要するときは、この限りではない。

（欠席の届出）

第３条　委員は事故のために審議会に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。

（議　席）

第４条　委員の議席は会長がさだめる。

（審議会の開閉）

第５条　審議会の開会、休憩、延会及び閉会は会長が宣告する。

（議　題）

第６条　会長は議案を議題とするときは、その旨を宣告する。

２　会長は、必要があると認めるときは、二以上の議案を一括して議題とすることができる。

（議案の説明）

第７条　会長は必要に応じ、議案の付議者及び、その他の関係者に説明を求めることができる。

（議　決）

第８条　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（議事録）

第９条　会長は、議事録を作らなければならない。

２　議事録は審議会で定めた二以上の委員が署名捺印しなければならない。

（特　例）

第10条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会にはかって定める。

附　則

この要領は昭和52年９月12日から施行する。